

戦前における生保金融と

マクロ経済自動安定効果

小 藤 康 夫

1 はじめに

生保会社は経済保障を本来業務とするものである。しかしながら、保険料の中から責任準備金に代表される生保資金が生じるため、金融機関としての側面も持っている。第二次大戦前におけるわが国の生保会社の歴史をふりかえてみるならば、第一次大戦の頃まではこのような生保会社の金融機関としての側面はあまり注目されなかったように思われる。それは生保会社の資金量が他の金融機関に比較して小さく、それゆえ、金融的地位が低かったためである。しかしながら、それ以降、金融機関としての生保会社が徐々に認められるようになった。それは第一次大戦後の反動恐慌、そして昭和にはいつてすぐに起きた金融恐慌と、日本経済が困難をきわめた状況の中で、普通銀行預金の減額とは対照的に生保資金が確実に増大していったからである。それゆえ、金融界における地位も急激に上昇し、金融機関としての生保会社が注目され始めたのである。

このように生保会社のもつ金融機関としての機能が本格的に認められるようになったのは第一次大戦以降、すなわち、大正末期から昭和前期にかけての期間である。ところで、このような生保金融の発展の中で特に注目しなければならないことは不況の中においても生保資金が確実に増大していることであろう。この現象は保険契約高の成長が景気変動の影響を受けにくいという生命保険のもつ固有の性質から生じたものであるが、しかし、この現象を単に生保会社の問題として捉えるのではなく、マクロ経済の立場から捉えてみるならば極めて

興味ある現象と思われる。なぜなら、生保資金は有効需要の増大として投資に流れ、しかも景気変動に影響されないため、それ自身、マクロ経済に対して経済自動安定効果をもたらしていると考えられるからである。すなわち、生保会社はマクロ経済の立場からみるならば、ビルトイン・スタビライザーとしての機能を備えていると考えられるのである。したがって、明治期から昭和前期までの過程で生保資金が着実に増大していく姿をみることは、生保会社のもつビルトイン・スタビライザーとしての機能を認識する良い例と思われる。

したがって、本論文ではこのような生保金融のもつ経済自動安定効果に注目し、なぜ生保資金が景気変動に影響されず着実な動きを展開するのか、その理由を明治期から昭和前期までの生保会社の保険契約高ならびに生保資金の推移を捉えながら考えていくことにしたい。分析の進め方は次のとおりである。まず、第2節では明治期・大正期・昭和前期の3つの期間に分けながら日本経済と生保会社の関係を示し、第3節では期間ごとに保険契約高と生保資金が他の金融機関の資金に比べて景気変動の影響を受けにくいことをデータで示すことにする。次に第4節ではこのような生保会社の現象がなぜ生じるのかを簡単なモデルを用いて明らかにし、第5節においてその理論的説明の妥当性をデータによって確認していくことにする。そして、最後の節では生保資金と経済自動安定効果の関係を明らかにしながら、本論文の内容を整理していくことにしたい。

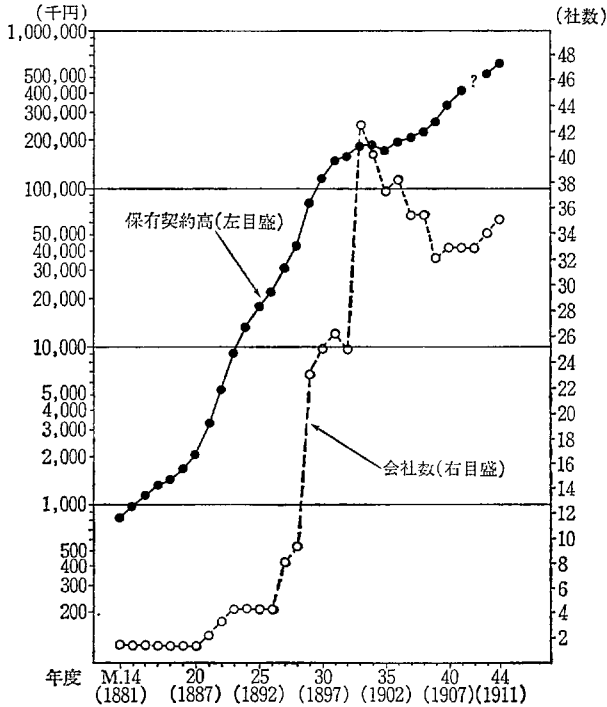
2 日本経済と生保会社の歴史的概観

まず、生保会社の活動状況を日本経済と関連づけながら歴史的に観察していくことにしよう。そこで、明治・大正・昭和前期の3つの期間に分けながら進めていくことにする。

(1) 明治期

明治14年(1881)にわが国最初の近代的科学的生保会社として明治生命が創業して以来、明治21年(1888)に帝国生命が設立され、続いて明治22年(1889)には日本生命が設立された。その後、生保会社数は日清戦争を挟んで増え続け、明治32年(1899)には25社を数えている。この間、保険契約高は

図1 明治期における生保会社の保有契約高と会社数



(資料) 高垣[1938]による。

図1が示すように着実に増大し続け、恐慌においてもその傾向は変わらなかった¹⁾。

こうして生保会社はその会社数ならびに保険契約高が着実に増大し1個の社会制度となったのであるが、しかしながら責任準備金も満足に設けていないといった生保会社も多く、その内容は極めて危険な状態にあった²⁾。その結果、明治33年(1903)7月、生保会社に対する法律的规定の必要性から保険業法が制定され、法的基準が整備された中で生保活動が行なわれるようになった。ところで、保険契約高は日清戦争の頃に飛躍的な発展を遂げたが、日露戦争の時にも目覚ましい躍進を遂げた。すなわち、生保事業は日清・日露の両戦争を

契機として発展したことになる。だが、そのことは保険契約高の躍進といったことだけに注目すべきでない。生保会社は日清戦争に際して国債を引き受け、また日露戦争でも共同で国債を引き受けている。このことは生保資金が無視できないほどの大きさに達したことを意味すると同時に、生保会社が徐々に金融機関として認識され始めたことを示しているといえる。しかしながら、保険契約高が増大し生保資金が増大しても明治44年度(1911)の生保資金量は88,000,000円であり、普通銀行1,256,000,000円、貯蓄銀行311,000,000円に比較すればまだまだ小さな存在であった。

(2) 大正期

大正初期の保険契約高は深刻な不況から若干その伸びが低迷したが、第一次大戦後、経済活動は活況を呈し、保険契約高は明治末期と同様に順調な増大ぶりをみせた。その後、大戦景気は長く続かず、再び経済は低迷状態となったが、しかし生保会社はそのような中においても順調に進み、保険契約高は増大していった。それゆえ、生保資金も着実に増大し、特に不況期では他の金融機関に比べてその比率が上昇したため金融機関としての生保会社の地位も相対的に高まることになった。

大正期の日本経済に大きな影響を与えた事件としていま示した第一次大戦のほかに、大正11年(1922)9月1日に起きた関東大震災がある。日本経済は大戦後の景気の行き過ぎから反動不況に突入し、不況が長期化した中でこの大震災が発生したため、一層困難な状況に陥ることになった。だが、このような中においてもやはり保険契約高増大の傾向は変わらず、生保資金は確実に上昇していった。そして不況の中での着実な生保資金の増大というこの現象は大正末期に限らず、次に説明する昭和初期において一層明確に現われている。

(3) 昭和前期

太平洋戦争に突入するまでの期間を昭和前期として捉えるならば、この期間には生保金融にとって最も注目を集めた時期といえる。というのは生保資金の絶対量が増大したばかりでなく、金融的地位も急激に上昇したからである。これは不況の中でも生保資金が着実に増大したためである。

そこで、まず昭和初期の経済状況をみると、昭和2年(1927)3月の金融恐慌ならびに昭和5年(1930)1月の金解禁により日本経済はきびしい不況に迫られ、さらにニューヨーク株式市場の大暴落を契機に生じた世界不況の影響から再び日本経済は不況の真ただ中に突入することになった。このような経済状況に対して生保会社も少なからず不況の影響を受け、保険契約高も生保資金も以前のような勢いを示さなかった。しかしながら、ここで注目しなければならないことはこのような不況の中で銀行預金そのものが減少しているのに対して、保険契約高ならびに生保資金は確実に増大していることである。その結果、生保会社の金融的地位は上昇し、いままで以上に金融機関としての生保会社が認識されるようになった。

その後、金輸出再禁止、財政支出の増大、満州事変勃発による軍備増大、輸出貿易の向上、そして海外景気の上昇と、次々に日本経済を立ち直らせる要因が生み出されたため景気は上昇し、それにともなって生保会社も事業をさらに押し進めることができた。しかしながら、満州事変を契機に次第に戦時体制にはいっていったわが国は昭和16年(1941)12月に太平洋戦争に突入することによって統制経済への道を歩み、当然のことながら生保会社も健全な運営をすることができなくなってしまった。

以上が戦前における日本経済と生保会社の歴史的概観である。

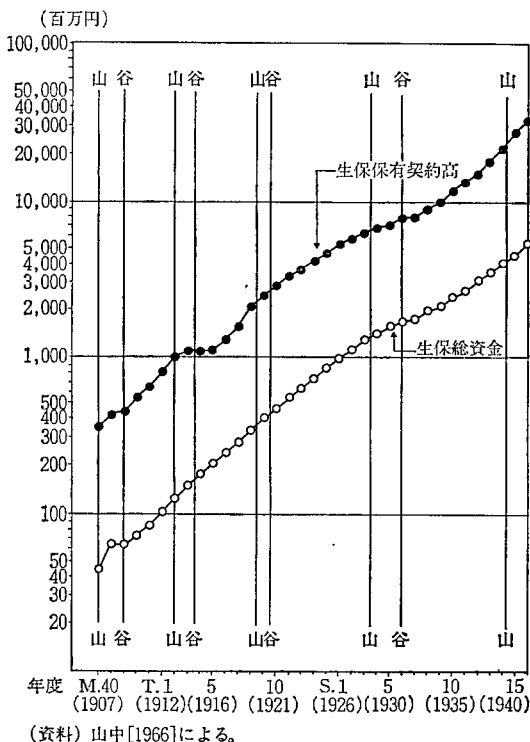
3 景気変動と生保金融

前節においてわれわれは明治期から昭和前期までの生保事業を保険契約高と生保資金の観点からみてきた。そこから得られたことは生保会社は景気変動の影響をあまり受けにくいということであろう。つまり、保険契約高ならびに生保資金は景気変動と無関係に着実に増加しているのである。特に不況期において銀行預金はその絶対額が減少することがあるのに対して、保険契約高と生保資金はほぼ確実に増加し、その金融的地位を高めてきた。このことは注目に値すると思われる。そこで、今度は実際に生保会社が景気変動の影響を受けにくいことをデータにより明らかにしたい。ただし、明治初期・中期における生保

会社の事業はいまだ未成熟な段階にあり生保会社本来の発展を示したのは明治末期以降であるため、その時期以降を分析の対象にして進めていくことにする。

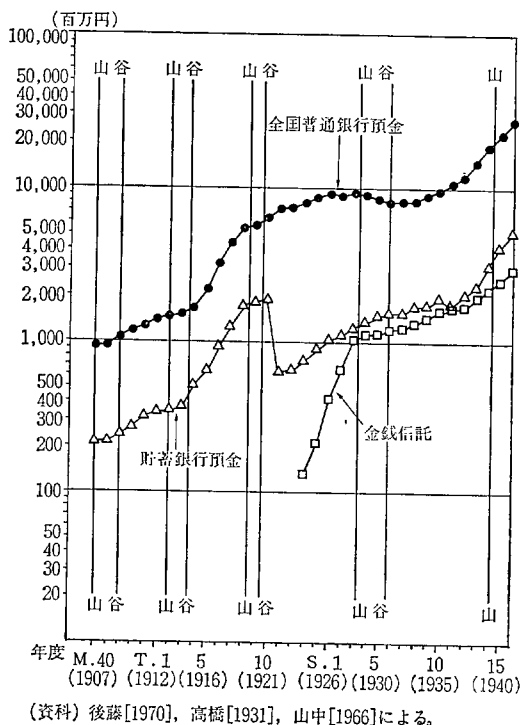
図2と図3は生保会社と他の金融機関の資金量の動きを明治40年度(1907)

図2 生保会社の保有契約高と総資金量



から昭和16年度(1941)にかけて描いたものである。観測期間が明治40年度(1907)から始まっているのは先ほど指摘したように生保会社が未成熟な段階から脱皮し軌道に乗った頃であるということと、利用可能な生保資金のデータがその年度から得られるためである。そして、昭和16年度(1941)で終わっているのはその年の12月に太平洋戦争が勃発し戦時体制へ完全に突入したためである。また、2つの図にはディフュージョン・インデックスから導出した

図3 各金融機関の資金量



景気の山と谷が縦の直線で書かれてある³⁾。これはそれぞれの金融機関の資金量が景気に対してどのように変化しているかをみるために描かれたものである。

まず、図2からみていくことにしよう。この図は横軸に年度、縦軸に対数表示の金額をとりながら、生保有契約高と生保総資金を描いたものである。この図をみるとわかるように2本の曲線は景気の高や谷とほとんど無関係な状態ではば一直線に伸びている。すなわち、前節による生保会社の歴史を裏付けるように生保有契約高と生保総資金は景気変動による影響をほとんど受けず、確実に上昇し続けていることが確認できるのである。

それに対して図3では当時の主要な金融機関である全国普通銀行、貯蓄銀行

そして金銭信託の資金量が先ほどの図2と同じ要領で描かれている。先ほどの生保会社の場合には保有契約高も生保総資金も共に直線の状態では伸びていたが、この3種類の金融機関の場合には時の経過と共に大きく変化しており、景気変動の影響をまともに受けていることがわかる。したがって、この図からも生保会社の保有契約高と総資金は他の金融機関の資金に比べて極めて安定的に推移していることが再確認できるのである。

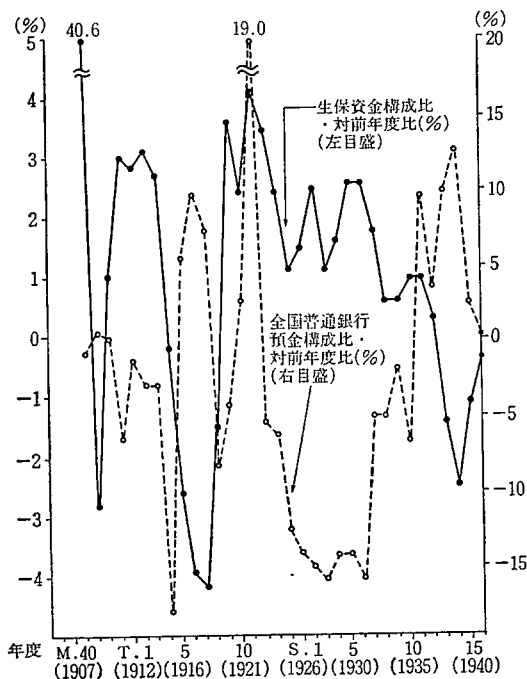
このようにして生保会社の保有契約高と総資金が安定的に上昇していることがわかったので、次に生保資金に注目しながら、生保金融がマクロ経済にとっていかなる働きをしているかについて少し考えてみることにする。

資本主義経済は不安定な性質をもっていることから、景気の拡大と縮小を繰り返す傾向にある。そのため、景気の振幅を弱めるための景気対策が行なわれている。その景気対策を大きく分けるならば、自由裁量政策と自動安定化政策の2つに分けることができる。ここで注目しようとしているのは生保金融が景気対策として自動安定化効果をもたらしていることである。

言うまでもないことであるが、責任準備金に代表される生保資金は主に投資資金として流れていくため、有効需要の増大として景気に影響を与えることになる。そうすると、安定的な動きを示す生保資金は不安定な景気変動に対して安定化をもたらすことになる。たとえば、景気が拡大の方向に向かいはじめたとき、生保資金は景気の拡大を押し進めるほどの速さで増大しないため、加速的な景気上昇を抑制するように作用する。また、逆に景気が縮小の方向にあるときには、生保資金は景気と無関係に着実に増大するため、景気が下降していく速さを抑制するように作用する。すなわち、安定的に着実に増大する生保資金は景気変動を自動的に緩和し、安定化に向かわせる機能をもっているのである。したがって、マクロ経済の観点からみるならば、生保金融はビルトイン・スタビライザーとしての機能をもっていると判断できる。

それに対して普通銀行など他の金融機関は先ほどもみたように景気変動の影響を受けるため、逆に景気変動を拡大させる不安定な作用をもたらしていると考えられる。このことを実際に示したものが図4である。ここでは生保資金と

図4 生保資金と全国普通銀行の構成比による対前年度比(%)



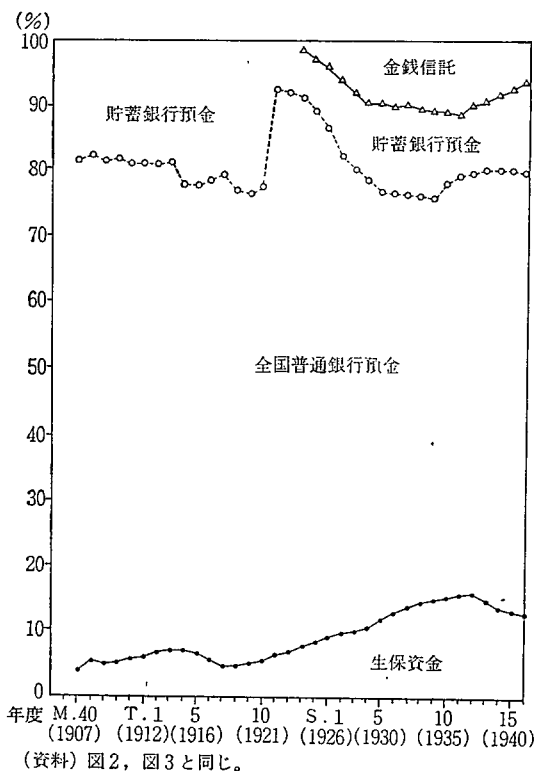
(注) 生保資金、全国普通銀行預金、貯蓄銀行預金、金銭信託による合計額を基礎としながら生保資金と全国普通銀行預金の構成比(%)をもとめ、次に両者の構成比による前年度比(%)をもとめた。図5を参照。

(資料) 図2、図3と同じ。

全国普通銀行預金の構成比(%)からこれらの対前年度比(%)をもとめ、その値を明治41年度(1908)から昭和16年度(1941)にわたって描いている。この図をみると明かなように、生保資金と普通銀行預金は全く正反対の動きをしていることがわかる。したがって、この図からも普通銀行に代表される他の金融機関は景気変動を拡大させる方向に作用すると考えられるのに対して、生保金融は景気変動を緩和させる方向に作用しているのが確認できるのである。

すでにみてきたように明治期から大正末期にかけて生保資金は着実な歩みを示した。だが、金融機関としての生保会社の相対的地位は図5から明らかなよ

図5 各金融機関の構成比(%)



うにまだまだ低く、マクロ経済に与える影響も小さかったと考えられる。しかしながら、それ以降、生保資金の相対的地位は徐々に上昇し、昭和前期では無視できないほどまでの地位に上昇している。したがって、このことに留意するならば、少なくとも昭和前期において生保会社がビルトイン・スタビライザーとしてマクロ経済に無視できないほどの安定化作用をもたらしていたことは明らかなことであろう。

4 生命保険の理論分析

いままでの節においてわれわれは生保資金が普通銀行預金等と違って景気の

変動を受けにくいことを示してきた。このことは生保資金のもつ特質であり、マクロ経済にとってはビルトイン・スタビライザーとして機能することも指摘してきた。

そこで、本節ではなぜ生保資金が景気変動の影響を受けにくいのかを考えていくことにしたい。そのためには生保資金獲得の基礎にある保険契約高それ自身に注目しなければならない。したがって、以下では保険契約高と景気変動の関連を簡単なモデルを用いて明らかにしていくことにする。

まず、ここで取扱う生保商品とは死亡保険であり、保険料支払期間と保険金受取期間の2期間から成立しているとする。すなわち、保険料率 $\equiv m$ 、付保割合 $\equiv \lambda$ 、保険利用者の所得 $\equiv I$ と定めるならば、第1期では $m\lambda I$ が保険料として支払われ、第2期では死亡した場合に保険金 λI が得られることになる。もちろん、死亡しなかった場合には保険金を得られないが、労働によって本来の所得 I を獲得することができる。

ところで、このような保険料支払と保険金受取ならびに保険利用者の所得は第1期と第2期にかけて価格水準が1のままであるという仮定のもとで成立している。もし第1期の価格水準が1で第2期の価格上昇率が π であるとするならば、第2期の価格水準は $1+\pi$ と表わすことができる。そうすると、第1期の保険料支払は $m\lambda I$ のままであるが、第2期の保険金受取ならびに保険利用者の所得の実質価値はそれぞれ $\lambda I/(1+\pi)$ 、 $I/(1+\pi)$ と表わすことができる。したがって、ここにおいて死亡率を P とするならば、死亡保険を利用した場合の期待効用 $EU(\cdot)$ は通常の効用関数 $U(\cdot)$ ($U' > 0$, $U'' < 0$) を用いることから、次のように示すことができる。

$$EU = (1-P)U(A) + PU(B) \quad (1)$$

ただし、

$$A \equiv \frac{I}{1+\pi} - m\lambda I$$

$$B \equiv \frac{\lambda I}{1+\pi} - m\lambda I$$

すでに明らかなことであるが、この式において A は死亡しなかった場合に生じる2期間の実質純所得であり、 B は死亡した場合に生じる2期間の実質純保険金である。ただし、ここでは簡単化のため割引率を無視している。そして、保険利用者は期待効用を極大にする最適な付保割合 (λ^*) を選択することになる。

ところで、いままで保険利用者について説明してきたが、生保会社についてはどのような関係が成立するであろうか。当然のことながら、保険会社は保険料を得て、その資金でもって保険金を支払う。このことを先ほどのモデルで説明するならば、第1期に保険料 $m\lambda I$ を受け取り、第2期まで保有し続け、保険金として $\lambda I/(1+\pi)$ を支払うことになる。ただし、ここで注意しなければならないことは第1期に得た保険料を生保会社が第2期まで保有し続けるということであろう。したがって、第1期に受け取った保険料は第2期には実質価値が $m\lambda I/(1+\pi)$ となるため、生保会社の期待利潤をゼロとするならば、次のような関係式が成立することになる。

$$\frac{m\lambda I}{1+\pi} - P \frac{\lambda I}{1+\pi} = 0$$

すなわち、

$$m\lambda I = P\lambda I \quad (2)$$

そうすると、この(2)式より生保会社が保障する保険金は名目額であって実質額でないということがわかる。すなわち、第1期に受け取った保険料 $m\lambda I$ でもって第2期に名目保険金 λI を支払うことを約束しているのにすぎないのである。したがって、たとえば第1期から第2期にかけて価格水準が上昇するならば、実質保険金は低下するため、保険に対する魅力も当然のことながら低下すると考えられる。また、その逆もあてはまる。

そこで、このことを確認するため(1)式と(2)式よりインフレ率 (π) と付保割合 (λ) の関係をみることにしよう。まず、保険利用者は期待効用を極大にする λ を見出そうとするため、(1)式より極大のための第1階条件をもとめると、次のようになる。

$$\frac{\partial EU}{\partial \lambda} = -(1-P)mIU_A' + P\left(\frac{I}{1+\pi} - mI\right)U_B' = 0 \quad (3)$$

ただし, $U_A' \equiv \partial U / \partial A$, $U_B' \equiv \partial U / \partial B$

ここで, (3) 式を整理するならば

$$\frac{U_B'}{U_A'} = \frac{(1-P)m(1+\pi)}{P\{1-(1+\pi)m\}} \quad (3')$$

となる。ところで, (2) 式より

$$m = P \quad (4)$$

が成立するので, この関係式を (3)' 式に代入すると, (3)' 式はさらに簡潔な式になる。

$$\frac{U_B'}{U_A'} = 1 + \frac{\pi}{1-P(1+\pi)} \quad (5)$$

ここで, (5) 式の分母 $1-P(1+\pi)$ が正であると仮定し, 効用関数の性質 $U' > 0$, $U'' < 0$ に注意するならば, インフレ率と付保割合との間には次のような関係が成立することになる。

$$\begin{cases} \frac{1-P}{P} > \pi > 0 \text{ のとき, } \lambda < 1 \\ \pi = 0 & \text{のとき, } \lambda = 1 \\ \pi < 0 & \text{のとき, } \lambda > 1 \end{cases} \quad (6)$$

すなわち, インフレもデフレも生じない場合 ($\pi=0$) には付保割合が1になるのに対して, インフレ期 ($\pi>0$) には先ほども指摘したように付保割合は1よりも小さくなり, 逆にデフレ期 ($\pi<0$) には付保割合は1よりも大きくなる傾向にある。

われわれは簡単なモデルによりインフレ率と付保割合の関係を明らかにしたが, このことは保険契約高が景気変動の影響をあまり受けないという生命保険本来の特徴を明らかにすることになる。なぜなら, 価格水準が所得と共に正の関係で変動するというマクロ経済で一般に容認されている命題を用いるならば, 次のような3本の関係式が成立するからである。

$$T = \lambda I \quad (7)$$

$$R=R(I) \quad R_I \equiv \partial R / \partial I > 0 \quad (8)$$

$$\lambda=\lambda(R) \quad \lambda_R \equiv \partial \lambda / \partial R < 0 \quad (9)$$

ただし、 $T \equiv$ 保険契約高、 $R \equiv$ 価格水準である。

まず、(7) 式は保険契約高の定義式であり、所得に付保割合を乗じたものが保険契約高に相当することを示している。次に (8) 式は価格水準が所得に対して正の関係にあることを関数の形で示している。この関係式は通常のケインジアン・マクロ経済モデルの中で用いられているものである。そして、(9) 式は先ほどわれわれが明らかにした付保割合と価格水準の関係を関数の形で示したものであり、それは負の関係になっている。

ここで、保険契約高と所得との関係をみるため、三本の方程式を微分し整理すると次のようになる。

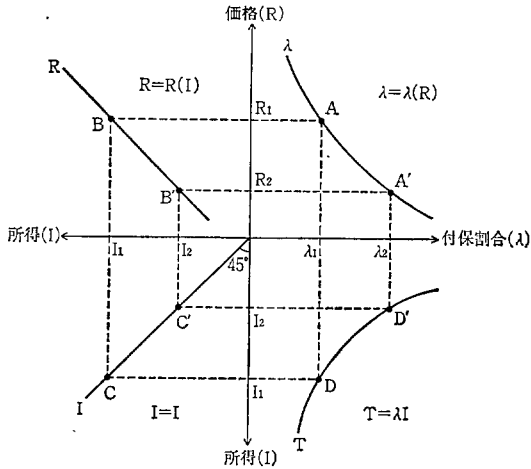
$$\frac{\partial T}{\partial I} = I \lambda_R R_I + \lambda \quad (10)$$

そうすると、 $\partial T / \partial I$ の符号は $I \lambda_R R_I < 0, \lambda > 0$ より決定づけられないことがわかる。たとえば所得が上昇した局面を考えよう。この場合、(7) 式より保険契約高が上昇すると思われるかもしれないが、(8) 式より価格水準も上昇するため、付保割合は (9) 式より下落し、結局、保険契約高をもとの水準に引き戻そうとするのである。もちろん、所得が下落した局面も同様に考えられよう。

このようにして所得と付保割合が反対方向に動くため、保険契約高に与える効果は不確定となり、(10) 式の符号も定まらなくなるのである。したがって、もし両者が完全に打ち消しあうならば、保険契約高は所得変動と無関係なものとなる。図6はこのような状況を示したものであり、先ほどの (7)~(9) 式を基礎にしながら描かれている。

まず、この図の第1象限は付保割合と価格水準の関係を示しており、 $\lambda_R < 0$ より負の関係を示す曲線が描かれている。第2象限は価格水準と所得との関係で、 $R_I > 0$ より正の関係を示す曲線が描かれている。そして、第3象限は 45° 線である。この3つの図から描かれた曲線が保険契約高を示す曲線であり、第4象限に描かれている。この図では所得と付保割合が完全に打ち消しあう状況

図6 保険契約高と景気変動の関係



を示しているため、等保険契約高曲線となっている。そうすると、この図を用いることによって保険契約高が所得変動の影響を受けないことが示される。たとえば、所得が I_1 の場合、価格水準は R_1 となり、付保割合は λ_1 となるため、保険契約高は T 曲線上の D 点で示される。それに対して所得が I_2 へ減少した場合には価格水準が R_2 へ下落し付保割合は λ_2 へ上昇するため、やはり先ほどと同じ保険契約高を示す T 曲線上の D' 点に位置づけられることになる。

したがって、保険契約高が景気変動の影響を受けにくいという特徴はいままでの分析から明らかなように所得の動きと反対方向に付保割合が動いていくことによって説明されるのである。

5 生命保険の実証分析

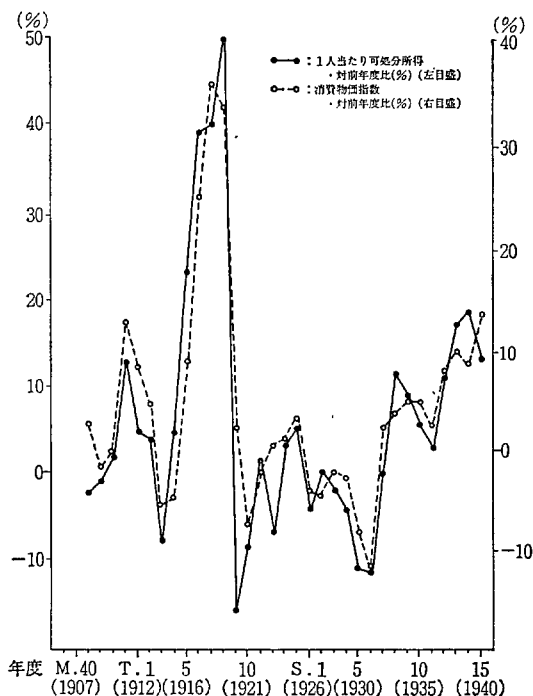
前節においてわれわれは保険契約高が景気変動の影響を受けにくいことを簡単なモデルを用いて理論的に説明した。その内容をもう一度ふりかえてみるならば、次の3つの命題から成立していたといえよう。

- (1) 所得と価格水準は正の関係にある。
- (2) 一方、付保割合は価格水準に対して負の関係にある。
- (3) したがって、保険契約高は所得変動の影響を受けにくい。

そこで、本節ではこのような3つの命題が実際に妥当するかどうかを調べてみることにする。

まず、第1の命題である所得と価格水準の関係からみていくことにしよう。両者の関係をみるため、ここでは1人当たり可処分所得と消費物価指数をとりあげることとする。図7はこれらのデータを用いながら、その対前年度比(%)を明治41年度(1908)から昭和15年度(1940)の期間にわたって描いたもの

図7 1人当たり可処分所得と消費物価指数



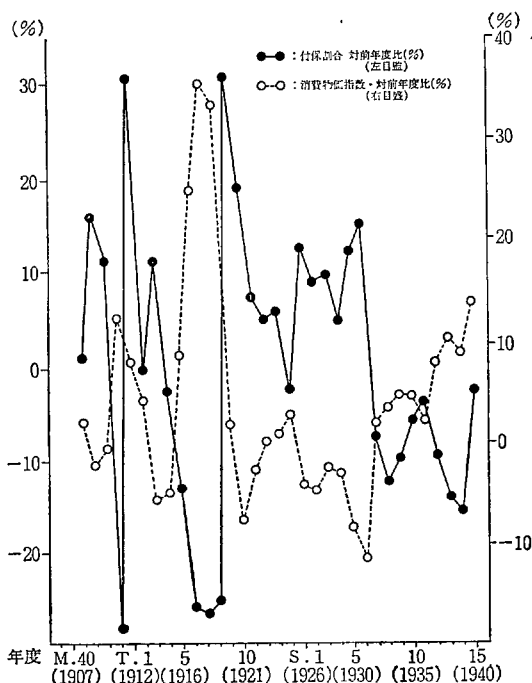
(注) 両者の相関係数は+92.241である。

(資料)大川・南[1975]による。

である。この図をみるとわかるように両者はほとんど同じ方向に動いている。実際、両者の関係を一層明確に捉えるため相関係数を計測したところ、92.241という高い正の相関が得られた。したがって、このことより第1の命題である所得と価格水準の正の関係が確認できるのである。

次に第2の命題である付保割合と価格水準の関係をみることにしよう。付保割合は価格水準に対して負の関係にあることが第2命題の内容であった。このことを確認するため、まず付保割合のデータから作成することにする。付保割合とは定義から明らかなように保険契約高を所得で割ったものである。そこで、

図8 付保割合と消費物価指数の推移

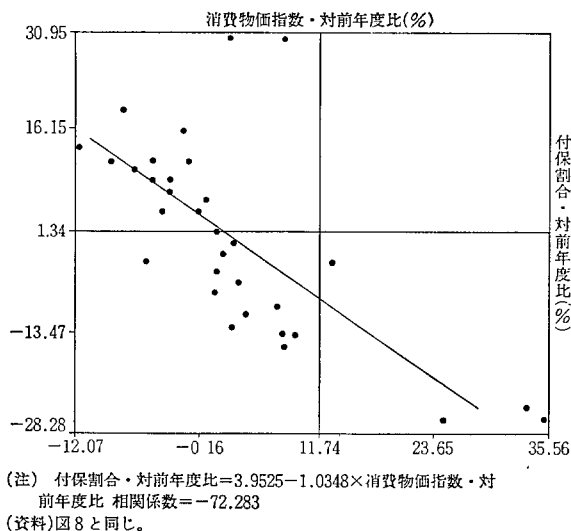


(注) ここではまず1件当たり新契約高＝新契約高／新契約件数をもとめ、その値を用いて付保割合＝1件当たり新契約高／1人当たり可処分所得を導出している。

(資料)山中[1966]、大川・南[1975]による。

新保険契約高と新契約件数から1件当たりの新保険契約高をもとめ、その値を先ほど用いた1人当たり可処分所得で割ることによって付保割合のデータとする。図8はこうしてもとめた付保割合と消費物価指数から先ほどと同様に対前年度比(%)をもとめ、明治41年度(1908)から昭和15年度(1940)までの期間にわたって描いたものである。この図をみるとわかるように両者は逆方向に動いていることが確認できる。すなわち、消費物価指数が上昇している局面では付保割合は減少し、逆に消費物価指数が減少している局面では付保割合は上昇しているのである。ここで、さらに両者の関係を明確に把握するため相関図で示すことにしよう。図9はそのために描かれたものであり、付保割合が消

図9 付保割合と消費物価指数の相関関係

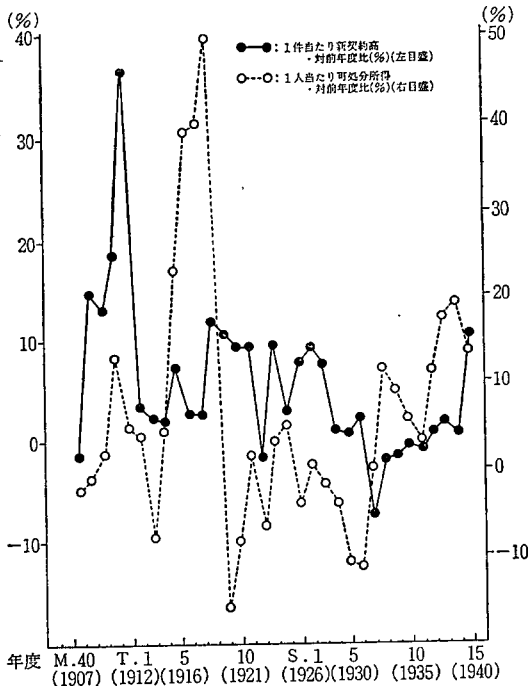


費物価指数に対して負の関係にあることがわかる。実際、相関係数をもとめると、 -72.283 という結果が得られた。したがって、以上のことから付保割合が価格水準に対して負の関係にあるという第2命題の内容が実際に成立することが確認できるのである。

最後に第3命題について調べることにしよう。第3命題とは保険契約高が所

得変動の影響を受けないということであった。そこで、先ほど導出した1件当たり新契約高と1人当たり可処分所得をとりあげ、両者の対前年度比(%)をいままでと同様に明治41年度(1908)から昭和15年度(1940)の期間にわたってみることにする。図10はそのような関係を表わしたものである。この図

図10 1件当たり新契約高と1人当たり可処分所得の推移

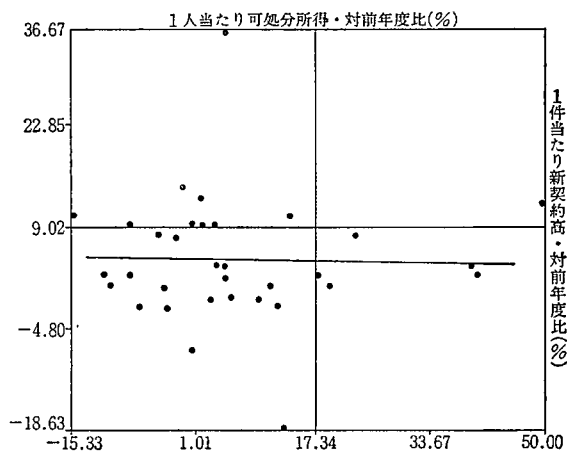


(注) 1件当たり新契約高とは新契約高/新契約件数である。

(資料)山中[1966], 大川・南[1975]による。

をみると、いままでの図と違って両者の関係が捉えにくい状態にある。すなわち、両者は正の関係にあるのか、あるいは負の関係にあるのか、判断を下せない状態にある。そこで、両者の関係をより明確に捉えるため、図11では相関図が描かれている。そうすると、先ほど時系列で表わされた図10で両者の関係がつかめなかった理由が明らかになる。すなわち、所得の変化に対して契約高はほとんど変化しておらず、両者の関係は無相関な状態にあるのである。実

図11 1件当たり新契約高と1人当たり可処分所得の相関関係



(注) 1件当たり新契約高・対前年度比 $=4.6856-0.016963\times$ 1人当たり可処分所得・対前年度比 相関係数 $= -2.890$

(資料)図10と同じ。

際、両者の相関係数をもとめるならば -2.890 と極めて低い値である。したがって、このことより保険契約高は所得変動の影響を受けないという第3命題が実際に妥当することが確認できたことになるのである。

このようにしてわれわれは前節で展開した3つの命題を検証した結果、どの命題も実際に成立することが明らかにされた。

6 結論

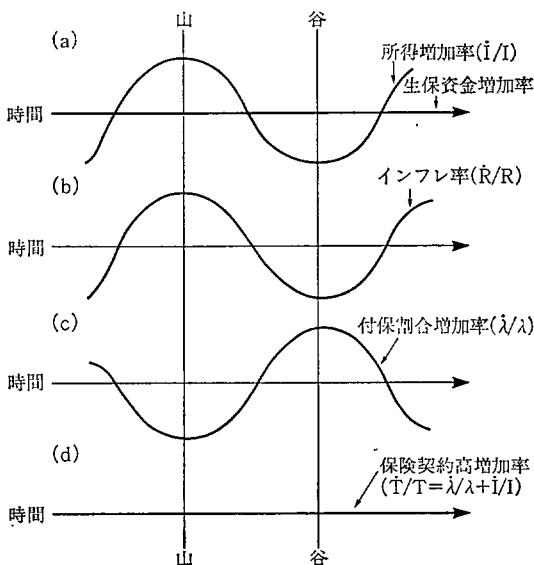
明治期から昭和前期までの生保資金の動きをみて、その特徴として指摘できることは他の金融機関とちがいに景気変動の影響を受けにくい点であろう。もちろん、明治期は生保業界にとって創始ならびに発展途上の段階にあるためその動きは若干大きい、金融機関として注目を集めた大正・昭和前期は着実な歩みを示している。

このような生保資金の性質はマクロ経済の立場から捉えるならば、極めて興味ある問題を展開している。それはすでに指摘したように生保資金が景気自動

安定効果をもたらしていると考えられるからである。図 12(a) はそのような関係を示したものであり、所得と生保資金の増加率が景気の山と谷に対応して描かれている。たとえば景気の山に向かって所得増加率 ($\dot{I}/I$) が上昇していく局面では生保資金の増加率はそのままであるため景気の行き過ぎを押さえることになるのであろうし、また反対に景気の谷に向かって所得増加率が下降している局面ではやはり生保資金の増加率はそのままであるため景気を浮揚させることになる。生保資金が景気自動安定効果として機能すると考えるのはこのような理由からである。

そこで、われわれはなぜ生保資金が景気変動の影響を受けないのかを理論的・実証的に検討した。その内容を先ほどの図 12(a) に対応づけて整理するならば、図 12(b)~(d) のようにまとめることができる。ここで図 12(b) は所得増加率 ($\dot{I}/I$) と同じ動きをしたインフレ率 ($\dot{R}/R$) を示しており、図 12(c) はインフレ率と正反対の動きをする付保割合増加率 ($\dot{\lambda}/\lambda$) を示している。そ

図 12 生保資金がマクロ経済自動安定効果をもたらすメカニズム



うすると、保険契約高増加率 ($\dot{T}/T$) は保険契約高の定義式

$$T = \lambda I$$

より

$$\dot{T}/T = \dot{\lambda}/\lambda + \dot{I}/I$$

が成立するため、付保割合増加率 ($\dot{\lambda}/\lambda$) と所得増加率 ($\dot{I}/I$) が相殺することになる。すなわち、保険契約高増加率 ($\dot{T}/T$) は図 12 (d) が示しているように景気変動の影響を受けない動きを展開することになるのである。その結果、当然のことながら生保資金増加率も景気変動の影響を受けないことになるのである。

このようにして生保会社の保険契約高は景気変動の影響を受けにくいため、そこから派生する生保資金も景気変動の影響を受けにくいことになる。それゆえ、生保会社はマクロ経済自動安定化の作用を果たしていたと考えられるのである。生保会社はいままで個人の経済保障というミクロの立場からみられてきたが、このようなマクロの立場から経済自動安定化作用が生保会社に備わっていたことは無視され続けてきたように思われる。その意味において本論文でとりあげたように大正末期から昭和前期の恐慌にかけて特異な躍進を展開した生保金融は生保会社がもつビルトイン・スタビライザーとしての役割を鮮明に表わした良い例といえよう。

- 1) 「明治 19 年以後の好況過程において急激な資本蓄積にともない生命保険契約高は激増を示し、わが国最初の資本主義恐慌と称される明治 23 年の恐慌も契約の増勢をほとんど阻害しなかった。」(山中[1966], p. 116)
- 2) 「各社の内容について見ると極めて貧弱なもので、生保会社として最も大切な責任準備金も満足に設けていないものが大部分であった。甚しきに至っては、契約者の数は万を超えるのに責任準備金は僅かに数千円と云うものがあった。そこで農商務省から会社当局者について訊すと、『当社は株式会社ですから商法の規定通り利益金の二十分の一を積立てればよろしい、それ以上には必要ありません。』と言う返事だったと言う。まるで生保会社の何たるやを解せずして経営していたのだから呆れたものだ。」(高垣 [1938], p. 10)
- 3) 景気の山と谷の時期は藤野 [1965] による。

〈参考文献〉

- 〔1〕 石坂泰造 『保険会社金融論』 1935年6月 改造社
- 〔2〕 大川一司 南亮進編 『近代日本の経済発展』 1975年6月 東洋経済
- 〔3〕 小野清造 『生命保険会社の金融的発展』 1936年11月 栗田書店
- 〔4〕 後藤新一 『日本の金融統計』 1970年7月 東洋経済
- 〔5〕 高垣五一 『生保コンツェルン読本』 1938年6月 春秋社
- 〔6〕 高橋亀吉 『日本金融論』 1931年12月 東洋経済
- 〔7〕 藤野正三郎 『日本の景気循環』 1965年4月 勁草書房
- 〔8〕 保険研究所編 『日本保険業史』 1968年4月 保険研究所
- 〔9〕 山中宏 『生命保険金融発展史』 1966年11月 有斐閣

(専修大学助教授)